

答申第 226 号

情公第 2868 号

令和 5 年 3 月 9 日

神奈川県知事 黒岩 祐治 様

神奈川県個人情報保護審査会

会長 高橋 良

自己情報一部開示処分に関する審査請求について（答申）

令和 2 年 11 月 17 日付けで諮問された特定職員の異動に関する文書一部不開示の件（諮問第 241 号）について、次のとおり答申します。

## 1 審査会の結論

実施機関である神奈川県知事は、別表2に掲げる情報について改めて開示又は不開示の決定をし、別表3に掲げる情報を開示すべきである。

## 2 審査請求に至る経過

- (1) 審査請求人は、神奈川県個人情報保護条例（以下「条例」という。）第18条第1項の規定に基づき、令和2年8月14日付けで、神奈川県知事（以下「実施機関」という。）に対して、「①2020年4月1日付け異動に関する私の情報」及び「②2020年度に作成した私の異動に関する情報」について、審査請求人を本人とする保有個人情報の開示の請求（以下「本件請求」という。）を行った。
- (2) 本件請求に対し、実施機関は、令和2年8月28日付けで本件請求に対する決定期間を延長した上で、同年9月28日付けで、別表1の「保有個人情報が記録されている行政文書」欄に掲げる①及び②の文書を特定したうえで、その一部の情報が条例第20条第3号及び第7号に該当する情報であることを理由に一部開示決定（以下「本件処分」という。）を行った。
- (3) 審査請求人は、令和2年10月12日付けで、行政不服審査法第2条の規定に基づき、本件処分の取消しを求める審査請求を行った。

## 3 審査請求人の主張要旨

（省略）

## 4 実施機関の説明（担当室課所：福祉子どもみらい局中井やまゆり園）

### (1) 行政文書の特定について

ア 本件請求の事務担当所属（中井やまゆり園）、福祉子どもみらい局総務室、障害サービス課及び人事課が出席する人事ヒアリングは年3回実施され（①6月～7月頃、②8月～9月頃、③11月～12月頃）、また、③のヒアリングの前には、中井やまゆり園と障害サービス課との間で事前ヒアリングが行われる。なお、令和元年度及び令和2年度においては、①のヒアリングは実施されておらず、資料提出のみだった。

イ 本件請求を受け、令和元年度及び令和2年度の人事ヒアリングに関する資料全てを確認したところ、開示請求された文書のうち、「①2020年4月1日付け異動に関する私の情報」に係る文書として、2019年度（令和元年度）に作成した「1月期障害サービス課事前人事ヒアリングについて」及び「異動・昇格希望調書（1月期ヒア資料）」を特定した。

ウ 一方、開示請求された文書のうち、「②2020年度に作成した私の異動に関する情報」に係る文書については、請求日時点までにおいて存在しなかった。

(2) 一部不開示の判断について

ア 審査請求人に関する情報ではない部分については、開示請求の対象外であるため、白く覆った上で決定した。

イ 本件請求に対して特定した行政文書のうち、「異動・昇格希望調書（1月期ヒア資料）」については、当該文書の「1 本人意向」中の「家族の制約」欄に、審査請求人の家族の状況等が記載されており、審査請求人以外の他の個人に関する情報に該当するため、条例第20条第3号に該当するものとして不開示とした。また、同欄には、総務室職員等による人事ヒアリングの実施に当たり、各職員の状況等を踏まえつつ、円滑な組織運営等も含めた総合的な観点から所属が必要と整理した情報等も記載しており、これを開示すれば、異動に当たっての人事上の状況や考え方が明らかとなり、公正かつ円滑な人事の確保が困難となるため、事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、条例第20条第7号エにより不開示とした。

次に、当該文書の「2 人事異動」の各欄には、所属が職員の意向等を踏まえつつ、円滑な組織運営等も含めた総合的な観点から検討した上で、各職員の人事異動に関する所属の希望等について記載しており、これを開示すれば、職員の異動に当たっての人事上の状況や考え方が明らかとなり、公正かつ円滑な人事の確保が困難となるため、条例第20条第7号エに該当することを理由に不開示とした。

ウ 本件請求に対して特定した行政文書のうち、「1月期障害サービス課事前人事ヒアリングについて」について、当該文書の「4 (2)管理課及

び医務課の人事構想について（特定職員名）」には他の職員の人事異動に関する意向等も記載されており、当該情報は審査請求人以外の他の個人に関する情報（条例第20条第3号）に該当するものとして不開示とした。また、同箇所には、人事異動構想に係る所属の説明内容等が記載されており、これを公開すれば、職員の異動に当たっての人事上の状況や考え方が明らかになり、公正かつ円滑な人事の確保が困難となるおそれがあることから、条例第20条第7号エ該当を理由に不開示とした。

## 5 審査会の判断理由

### (1) 行政文書の特定について

審査請求人は「実施機関は本件請求時点までに作成した文書を探索した結果、文書は不存在であったと陳述しているが、文書特定の基準時は決定日であり、開示された計4面の行政文書以外にも本件請求の対象となる行政文書が存在するはずである。」旨の主張をしている。そこで、まず、実施機関による行政文書の特定の妥当性について検討する。

#### ア 行政文書の特定の基準時について

自己情報の開示請求の対象となる保有個人情報「行政文書に記録されているものに限る」とされているところ（条例第2条第6号）、いかなる時点での保有個人情報が記録された行政文書が自己情報の開示請求となるのか、条例上明文の定めはない。しかし、条例第18条第1項が「何人も、実施機関が保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。」と規定していること、また、条例第22条が開示請求に対する開示又は不開示の決定の期限を定めていることに照らせば、条例が開示請求後に実施機関が作成又は取得した行政文書まで請求対象に含めているとは解し得ないことから、行政文書の特定の基準時は、開示又は不開示の決定時ではなく、開示請求時と解すべきである。

よって、実施機関が、本件請求時である令和2年8月14日の時点を基準として、審査請求人の保有個人情報が記録された行政文書を特定したことは妥当である。

#### イ 行政文書の特定の妥当性について

実施機関は、本件請求のうち「①2020年4月1日付け異動に関する私の情報」に係る行政文書として、2019年度に作成した「1月期障害サービス課事前人事ヒアリングについて」及び「異動・昇格希望調書（1月期ヒア資料）」を特定した。一方、本件請求のうち「②2020年度に作成した私の異動に関する情報」に係る行政文書については、請求時点において存在しなかった旨、実施機関は説明している。そこで以下、これら実施機関による行政文書の特定の妥当性について検討する。

実施機関の説明によれば、人事ヒアリングは例年計4回実施され、そのうち計3回は福祉子どもみらい局総務室等との間で行われ、残り1回は、本件請求の事務担当所属である中井やまゆり園を所管する本庁機関である障害サービス課との間で行われるとのことである。そこで、当審査会において、2019年度に実施されたこれら計4回の各人事ヒアリングに係る資料及び2020年度の本件請求時点までに実施された各人事ヒアリングに係る資料を確認したところ、審査請求人の異動に関する情報が記録された行政文書は、本件請求に対して実施機関が特定した、2019年度作成の「1月期障害サービス課事前人事ヒアリングについて」及び「異動・昇格希望調書（1月期ヒア資料）」のみであり、2020年度作成の人事ヒアリングに係る資料に審査請求人の異動に関する情報は認められなかった。

しかし、実施機関は、この特定した行政文書のうち、2019年度作成の「異動・昇格希望調書（1月期ヒア資料）」について、その一部のページのみを抽出して開示し、その他のページについては開示の対象から除外していることが認められた。この除外されたページも、実施機関が特定した「異動・昇格希望調書（1月期ヒア資料）」と題された行政文書に含まれることは明らかである以上、実施機関としては、当該ページも請求対象となる行政文書として特定した上で、当該ページに記録された情報についても開示又は不開示の判断をすべきものであったといわざるを得ない。

以上のことから、実施機関は、「異動・昇格希望調書（1月期ヒア資料）」のうち、開示の対象から除外したページに記録された情報も含め

て、改めて開示又は不開示の決定をすべきである。

(2) 一部の情報を白く塗り潰した処理の妥当性について

実施機関は本件処分において、行政文書に記録された一部の情報を白く塗り潰す処理（以下「白塗り処理」という。）を行っている。審査請求人は当該処理の妥当性について争っていることから、以下、この点について検討する。

この点、実施機関は、審査請求人に関する情報ではない部分については、開示請求の対象外であるため白塗り処理を行った旨の説明をしているが、前述のとおり、実施機関は審査請求人の保有個人情報が記録された行政文書として、「1月期障害サービス課事前人事ヒアリングについて」と題する行政文書及び「異動・昇格希望調書（1月期ヒア資料）」と題する行政文書を特定している以上、これらの行政文書に含まれた情報については、全て開示又は不開示の判断をすべきであることから、実施機関が行った白塗り処理は妥当性を欠くものといわざるを得ない。

したがって実施機関は、白塗り処理をした情報について、改めて開示又は不開示の決定をすべきである。

(3) 不開示情報該当性の判断について

本件処分で実施機関が開示しなかった情報には、前記のとおり、請求の対象外であることを理由に開示請求の対象から除外した情報（以下「白塗り情報」という。）と、条例第20条各号に定める不開示情報に該当することを理由に開示を拒否した情報（以下「黒塗り情報」という。）が認められる。そして、白塗り情報については、前記のとおり、実施機関にて改めて開示又は不開示の決定をすべきものであることから、以下では、実施機関が開示しなかった情報のうち、黒塗り情報に係る本件処分の妥当性について判断を示すこととする。

以下、実施機関が審査請求人に開示した「1月期障害サービス課事前人事ヒアリングについて」及び「異動・昇格希望調書（1月期ヒア資料）」について、それぞれ分けて検討を行う。

ア 「1月期障害サービス課事前人事ヒアリングについて」

当審査会で確認したところ、標記行政文書は、本件請求の事務担当

所属である中井やまゆり園が、同園を所管する本庁機関である障害サービス課との間で行った人事ヒアリングの結果概要を記録した資料であり、実施機関が不開示とした情報は、同園における次年度に向けての人事構想に関する情報であることが認められる。

実施機関は、当該情報が条例第20条第3号（請求者以外の他の個人に関する情報）及び同条第7号エ（人事管理に係る事務に関する情報）に該当することを理由に不開示としている。そこで以下、各不開示情報に分けて、実施機関による処分の妥当性を検討する。

(ア) 条例第20条第3号該当性について

当審査会で確認したところ、実施機関が不開示とした情報には、審査請求人のみならず、審査請求人以外の職員の氏名やその異動に係る情報も含まれていることが認められる。よって当該情報は、請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別できる情報であることは明らかであることから、条例第20条第3号本文に該当する情報であり、また、同号ただし書アからウのいずれかに該当する事情も認められない。よって、実施機関が条例第20条第3号に該当することを理由に当該情報を不開示としたことは妥当である。

(イ) 条例第20条第7号エ該当性について

実施機関は条例第20条第7号エに該当する理由について、当該情報は令和2年4月1日付け人事異動の構想に係る説明内容等が記録されているところ、人事異動に関しては、職員の意向等を踏まえつつ、円滑な組織運営等も含めた総合的な観点から検討・調整する必要があり、人事ヒアリング結果を開示すれば、職員の異動に当たっての人事上の状況や考え方が明らかとなり、公正かつ円滑な人事の確保が困難となる旨、説明している。

一般に人事異動は、実施機関の説明のとおり、職員本人の意向を踏まえつつも、円滑な組織運営等も含めた総合的な観点から検討されるものであり、必ずしも本人の希望に沿う形で決定されるものではないことは否定できないところである。こうした人事異動に関する事務の性質を踏まえると、所属する部署の人事構想の内容が開示

されることとなれば、人事異動に関する事務を担当する職員は各職員からの批判等を恐れ、円滑な組織運営等も含めた総合的な観点からの構想を示すことができなくなることは容易に想定でき、公正かつ円滑な人事の確保が困難となるおそれがあるとする実施機関の説明は首肯できる。

したがって、実施機関が条例第20条第7号エに該当することを理由に不開示としたことは妥当である。

イ 「異動・昇格希望調書（1月期ヒア資料）」

当審査会で確認したところ、標記行政文書は、本件請求の事務担当所属である中井やまゆり園が、福祉子どもみらい局の総務室職員等との人事ヒアリングの実施に当たり、各職員の状況や意向等を所定の様式に基づいて記録した資料であることが認められる。このうち、実施機関が不開示とした情報は、「2 人事異動」と題するページに記録された表中、審査請求人に係る各欄（「所属希望」、「所属希望の理由」、「仕事ぶり、人柄等」、「業務適性」、「特記事項」及び「後任要件」）の情報であることが認められる。

実施機関は、当該情報を条例第20条第7号エに該当することを理由に不開示としている。

そこで検討すると、実施機関は同号に該当する理由として、「2 人事異動」の各欄には、職員の意向等を踏まえつつ、円滑な組織運営等も含めた総合的な観点から検討した上で、各職員の人事異動に関する所属する部署の希望等について記録しており、これを開示すれば、職員の異動に当たっての人事上の状況や考え方が明らかとなり、公正かつ円滑な人事の確保が困難となる旨、説明している。

前述のとおり、一般に人事異動は職員本人の意向を踏まえつつも、円滑な組織運営等も含めた総合的な観点から検討されるものであり、必ずしも本人の希望に沿う形で決定されるものではないことは否定できないところである。こうした人事異動に関する事務の性質を踏まえると、人事異動における所属する部署の希望等の内容が開示されることとなれば、人事異動を担当する職員は職員からの批判等を恐れ、所



属する部署の職員に対する率直な評価や意向を示すことができなくなることは容易に想定でき、公正かつ円滑な人事の確保に支障が生じるおそれがあるものと認められる。

したがって、実施機関が条例第20条第7号エ該当を理由に不開示としたことは妥当である。

#### ウ 白塗り情報から黒塗り情報に訂正された情報について

実施機関は本件処分時において、「異動・昇格希望調書（1月期ヒア資料）」の「1 本人意向」中の審査請求人に係る「家族の制約」欄の情報を白塗り処理しているが、弁明書において、「審査請求人に関する情報に部分的に審査請求人以外の他の個人に関する情報（条例第20条第3号）が含まれているため、黒で覆うことが適当であり、訂正します。」との説明をしている。

この点、そもそも当該情報は、審査請求人の保有個人情報記録されている行政文書として実施機関自らが特定した「異動・昇格希望調書（1月期ヒア資料）」中に含まれる情報である以上、本来、本件処分時において、不開示情報該当性を判断すべき情報であったことから、実施機関が当該情報を白塗り処理したこと自体、妥当性を欠くものであったといわざるを得ない。

次に、当審査会が確認したところ、「家族の制約」欄に記載された情報は実施機関の説明のとおり、審査請求人以外の他の個人に関する情報であると認められるものの、当該情報は、審査請求人がその所属する部署に対して申告した自らの家族に関する情報であり、条例第20条第3号ただし書アの「慣行として請求者が知ることができ」る情報に該当することは明らかである。

以上のことから、実施機関による本件処分時における白塗り処理及び「黒で覆うことが適当」との弁明書の説明は妥当性を欠くものであり、当該情報については条例第20条第3号ただし書アに該当する情報としてこれを開示すべきである。

#### (4) 理由付記の不備について

審査請求人は、本件処分の理由付記に不備がある旨主張していることか

ら、以下、この点について検討する。

条例第 22 条第 3 項は、「開示の請求に係る保有個人情報の全部又は一部の開示を拒むとき」は「その理由を併せて通知しなければならない。」と規定している。これは実施機関の判断の慎重と公正妥当を担保し、その恣意を抑制するとともに、不開示の理由を請求者に知らせることによって、請求者の審査請求に便宜を与える趣旨である。かかる理由付記制度の趣旨に鑑みれば、自己情報の開示請求に対する開示又は不開示の決定に当たり付記すべき理由については、開示請求者において、条例上の不開示情報のいずれに該当するのかをその根拠とともに了知し得るものでなければならず、単に不開示の根拠規定を示すだけでは、条例第 22 条第 3 項の要求する理由付記としては十分でないと解すべきである。

これを本件についてみると、本件処分における理由付記は、①条例の不開示情報に係る規定の文言の引用に留まっていること、②不開示情報ごとの条例上の不開示情報該当性の判断及びその理由が示されていないこと並びに③開示請求された保有個人情報の一部が不存在であったにもかかわらず、その旨及び理由も示されていないことから、条例第 22 条第 3 項の要求する理由の付記としては不十分であったといわざるを得ず、実施機関は改めて開示又は不開示の決定を行うに当たり、上記理由付記制度の趣旨に沿った適切な理由の付記を行うべきである。

## 6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別表 1

本件請求	保有個人情報が記録されている行政文書	原処分の内容
2020年4月1日付け異動に関する私の情報	① 「1月期障害サービス課事前人事ヒアリングについて」	一部開示
	② 「異動・昇格希望調書（1月期ヒア資料）」	一部開示
2020年度に作成した私の異動に関する情報	不存在	—

別表 2（改めて開示又は不開示の決定をすべき情報）

① 「1月期障害サービス課事前ヒアリングについて」
・ 開示対象から除外したページの情報全て
・ 開示したページ中の白塗り情報全て
② 「異動・昇格希望調書（1月期ヒア資料）」
・ 開示対象から除外したページの情報全て
・ 開示したページ中の白塗り情報全て

別表 3（開示すべき情報）

② 「異動・昇格希望調書（1月期ヒア資料）」	
1 頁目	「1 本人意向」の表中、審査請求人の「家族の制約」欄の情報

## 別紙

## 審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
令和2年11月17日	○ 諮問（收受）
令和4年10月27日	○ 審議（第327回審査会）
令和4年12月8日	○ 審議（第328回審査会）
令和4年12月21日	○ 条例第42条第3項の規定に基づく実施機関からの資料の提出
令和5年1月23日	○ 審議（第329回審査会）
令和5年2月20日	○ 審議（第330回審査会）

神奈川県個人情報保護審査会委員名簿

氏 名	現 職	備 考
嘉 藤 亮	神 奈 川 大 学 教 授	
金 井 惠 里 可	文 教 大 学 教 授	
金 子 匡 良	法 政 大 学 教 授	会長職務代理者
高 橋 良	弁 護 士 (神 奈 川 県 弁 護 士 会)	会 長
中 畷 慶 子	弁 護 士 (神 奈 川 県 弁 護 士 会)	

(令和5年3月9日現在) (五十音順)